

令和6年5月21日

組合員の皆様へ

出資証券不発行（ペーパーレス化）のお知らせ

平素よりウリ信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様に、令和6年6月より出資証券を不発行（ペーパーレス化）とし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

組合員の皆様からお預かりしている出資金は電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

証券不発行後の出資金残高につきましては、毎年6月に開催する当組合の総代会終了後に発行する「出資配当金通知書」をご自宅等へ送付することでお知らせさせていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収致しませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金及び組合員としての権利等に何ら影響はございません。

組合員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口またはフリーダイヤル（0120-823-300）へお問い合わせください。

以上



出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのQ&A

Q1. 出資証券の不発行（ペーパーレス化）とは、どのようなことですか？

A1. 出資証券は、有価証券（手形、小切手、株券等）とは異なり、預金証書と同様、単に一定の事実を証明する証拠証券に過ぎず、出資証券の保有の有無による組合員としての地位や権利が変動することはありません。そのため、証拠証券である出資証券について、紙による証拠を発行せず、組合員の皆様の情報管理を電子的な記録により行うものです。

Q2. なぜ、出資証券を不発行（ペーパーレス化）とするのですか？

A2. 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがなく、長期にわたって保管しなければなりません。万一、出資証券を紛失されている場合には、紛失届等の手続きが必要となり、組合員の皆様にご負担をおかけすることになります。出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすことができます。

Q3. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A3. お手元の出資証券は、今回の出資証券不発行（電子化）に伴い保管する必要がなくなりました。そのまま保管していただいても結構です。

Q4. 脱退（譲渡）・相続等の手続きに際し、何を持参すればよいのですか？

A4. 脱退（譲渡）の場合は、本人確認書類並びに出資届出印鑑をお持ちください。相続の場合は、別途相続関係書類（戸籍謄本、実印、印鑑証明書等）が必要となります。詳しくは、お取引店舗へお問い合わせください。また、お手続きの際に出資証券をご持参いただければ当組合にて回収いたします。

Q5. 新たに投資加入した場合は、出資証券に代わるものはありますか？

A5. 出資金をお預かりした際に「出資加入受付書」を発行いたします。